

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は食の安全性の確保のため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することにより県民の健康の保護を図るための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、一般社団法人山梨県食品衛生協会（以下「協会」という。）が行うものとし、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、この補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度の事業計画書及び収支予算書を添えて当該年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金交付申請書の提出のあった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合はすみやかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、補助事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
 - 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 2 前項第1号の軽微な変更は、次の各号のとおりとする。
- 一 補助対象事業に要する経費の配分については、別表第1に掲げる補助対象事業の各補助対象経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更であり、補助金額に影響を与えないものであること。
 - 二 補助事業の内容については、補助目的に支障をきたさない計画の細部の変更であっ

て、補助金の額の増額を伴わないものであること。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助事業完了後交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第6号様式）に当該年度の事業報告書及び収支決算書（見込書）を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは中止及び廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 協会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 協会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第9条 協会は、補助事業に関する証拠書類を整備し、関係帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で財産処分制限期間を経過しないものがある場合は、前項の期間にかかわらず、当該財産に係る帳簿及び証拠書類を財産処分制限期間の終了まで整備し、保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第7号様式）により知事の承認を受けた場合は、当該承認を受けた年度までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月23日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年度に実施する補助事業のうち、巡回指導の際に活用する検査機器の購入に要する経費の補助率は、別表第1の規定によらず、当該経費の10分の10を適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>本部活動に係る次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県食品衛生大会（食品衛生指導員フォーラム、表彰式、講演会の開催） ・食品衛生指導員大会への参加 ・本部活動事業に係る会議の開催 ・情報発信・相談窓口事業 ・食品衛生月間等普及啓発事業 ・その他知事が必要と認める事業 	<p>報償費、会場使用料、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、医薬材料費、食糧費、役務費、備品購入費、委託料</p>	<p>1 / 2</p>
<p>地区活動に係る次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生指導員研修会及び会議の開催 ・巡回指導及び新規営業者現地指導 ・食品衛生月間等普及啓発事業 ・食品衛生表彰事業 	<p>報償費、会場使用料、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、医薬材料費、食糧費、役務費、備品購入費、委託料</p>	<p>1 / 2</p>

第1号様式（第3条関係）

番
年 月 日 号

山梨県知事 殿

申請者 所在地

法人の名称

印

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付申請書

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県補助金等交付規則第4条及び山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

殿

山梨県知事

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業の完了の日若しくは中止及び廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

印

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 添付書類

- (1) 変更部分について、変更前を朱書き、変更後を黒書きした事業計画書
- (2) 変更部分について、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に2段書きした収支予算書

第4号様式（第5条第2号関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

印

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 中止（廃止）部分について、朱書きした事業計画書
- (2) 中止（廃止）後の収支予算書

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

印

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金の概算払を受けたく山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法 口座振替

金融機関名	銀行		支店
口座の種別	普通・当座		
口座番号			
口座名義	住所		
	ふりがな 氏名		

第6号様式（第7条関係）

番
年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

印

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金補助事業の実績を山梨県補助金等交付規則第12条及び山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（見込書）
- (3) その他知事が必要と認める事項

番
年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地

法人の名称

印

財産処分承認申請書

山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 処分しようとする財産名等
- 2 取得年月日
- 3 処分の内容及び処分予定日
- 4 処分の理由
- 5 その他必要な書類